

各位 様

新型コロナウイルス感染症対策支援情報 (5月28日午前9時点)

福島茂利通信 (20200528)

・ 雇用調整助成金の拡充

日額上限1万5千円、解雇を行わない中小企業の助成率は10/10。4月1日～遡及、9月30日まで。

・ 労働者自らが直接申請できる新制度

日額上限1万1千円、平均賃金の80%を支給。4月1日～遡及、9月30日まで。

・ 家賃支援給付金の創設

給付上限額(月額) 法人100万円、個人50万円。給付率

2/3。一ヵ月で売上が前年同月比50%以上減少、又は連続

した3ヵ月で前年同月比30%以上減少。6ヵ月間給付→最大600万円

・ 持続化給付金の給付対象の拡充

1) 所得申告の違いで対象外と見なされたフリーランスの方を救済。

売上が前年同月比50%以上減少。 給付上限額→個人100万円。

2) 本年3月までに操業した事業者。

前年所得と比較できない為に対象外とされた新規事業者を救済。

3月までの平均事業収入と比較して50%以上減少。

発行：兵庫県議会議員 福島 茂利 住所：兵庫区東山町2-6-6-601 電話：078-512-2940